

**公益社団法人日本青年会議所  
会員資格規則の一部改正（案）**

【変更理由】

第8条 各会員会議所の諸規則により休会として取り扱われる正会員（以下「休会者」といいます）がいますが、現行の本会会員資格規則では休会者を考慮することなく会費請求がなされています。このため会員会議所では、①休会者からも会費を徴収するか、②会員会議所が休会者の会費を負担するか、いずれかを選択せざるを得ない現状にあります。会員会議所が①を選択した場合は、諸事情から休会を選択する正会員の中には会費負担を重荷として退会を選択する可能性があり、また②を選択した場合は、休会者の会費を他の正会員が負担する構造となってしまいます。会員会議所には正会員の実情に応じた諸規則の制定・改廃が求められますが、現行の本会会員資格規則では、その諸規則の制定・改廃を本会会費の側面から制約してしまっている状態です。そこで、すべての会員会議所が実情に応じて運営基盤を構築できる仕組みをつくれるよう、本会会員資格規則を改定することにいたしました。

第9条 休会者の会費免除規定は、本会のほか各地区・ブロック協議会も同様の取扱いとすることで、その効果が高まります。しかし、各地区・ブロック協議会の運営規程で定められている会費条項をそれぞれ変更していくと多くの時間がかかってしまいます。そこで、本会の会員資格規則で一律に各地区・ブロック協議会の会費の定めのうち付加金の算出にあたっては休会者の負担を免除することを定める条項を追加します。

【変更箇所】

公益社団法人日本青年会議所会員資格規則を次のとおり変更します。

※変更箇所は赤字とする。なお削除箇所はない。

変更前	変更後
<p>(入会金及び会費)</p> <p>第8条 会員会議所は、定款第9条に基づき、次のとおり入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>(1) 入会金 金 50,000 円</p> <p>(2) 会費</p> <p>(イ) 基本額 正会員数が 50 人までの会員会議所は金 30,000 円、50 人を超える会員会議所は、1 人ないし 25 人増すごとに金 15,000 円を加えた金額</p> <p>(ロ) 付加金 会員会議所の正会員 1 人につき金 5,000 円 ただし、新設の会員会議所でその入会承認が 7 月 1 日以降である場合、及び既設の会員会議所に入会した正会員でその入会が 7 月 1 日以降である場合については、当該年度の付加金に限り半額とする。</p> <p>(ハ) 国際協力資金 定款第 5 条第 1 項第 7 号及び同条第 2 項第 4 号の事業活動を行うため正会員 1 名につき金 1,825 円</p> <p>(ニ) JCI 会費 会員会議所の正会員 1 人につき、当該年度 JCI が定めた JCI 会費</p> <p>(ホ) JC 必携品費 JC バッジ、ネームプレート費等</p> <p>2 前項の入会金及び会費の納入期日は、毎年 2 月末日までとする。ただし、次の場合を除く。</p> <p>(1) 当該年度内に入会した会員会議所については、その承認後直ちに納入するものとする。</p> <p>(2) 既存の会員会議所に、当該年度内に入会した正会員の会費については、次年度の会員会議所の会費と一括して納入するものとする。</p> <p>3 入会金及び会費は、本会の指定した口座に振り込む方法により納入するものとする。</p>	<p>(入会金及び会費)</p> <p>第8条 会員会議所は、定款第9条に基づき、次のとおり入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>(1) 入会金 金 50,000 円</p> <p>(2) 会費</p> <p>(イ) 基本額 正会員数が 50 人までの会員会議所は金 30,000 円、50 人を超える会員会議所は、1 人ないし 25 人増すごとに金 15,000 円を加えた金額</p> <p>(ロ) 付加金 会員会議所の正会員 1 人につき金 5,000 円 ただし、新設の会員会議所でその入会承認が 7 月 1 日以降である場合、及び既設の会員会議所に入会した正会員でその入会が 7 月 1 日以降である場合については、当該年度の付加金に限り半額とする。</p> <p>(ハ) 国際協力資金 定款第 5 条第 1 項第 7 号及び同条第 2 項第 4 号の事業活動を行うため正会員 1 名につき金 1,825 円</p> <p>(ニ) JCI 会費 会員会議所の正会員 1 人につき、当該年度 JCI が定めた JCI 会費</p> <p>(ホ) JC 必携品費 JC バッジ、ネームプレート費等</p> <p>2 前項の入会金及び会費の納入期日は、毎年 2 月末日までとする。ただし、次の場合を除く。</p> <p>(1) 当該年度内に入会した会員会議所については、その承認後直ちに納入するものとする。</p> <p>(2) 既存の会員会議所に、当該年度内に入会した正会員の会費については、次年度の会員会議所の会費と一括して納入するものとする。</p> <p>3 入会金及び会費は、本会の指定した口座に振り込む方法により納入するものとする。</p>

<p>4 2つ以上の会員会議所が解散し、新たな会員会議所を設立する場合において、解散する各会員会議所が既に当該年度の会費を納入しているときは、新たに設立された会員会議所は第1項第2号の規定にかかわらず、当該年度の会費を納入することを要しない。</p> <p>5 1つの会員会議所が解散して、既存の他の会員会議所と統合する場合において、解散する会員会議所が既に当該年度の会費を納入しているときも前項と同様とする。</p> <p>6 既納の入会金及び会費は、これを返還しない。</p>	<p>4 2つ以上の会員会議所が解散し、新たな会員会議所を設立する場合において、解散する各会員会議所が既に当該年度の会費を納入しているときは、新たに設立された会員会議所は第1項第2号の規定にかかわらず、当該年度の会費を納入することを要しない。</p> <p>5 1つの会員会議所が解散して、既存の他の会員会議所と統合する場合において、解散する会員会議所が既に当該年度の会費を納入しているときも前項と同様とする。</p> <p>6 既納の入会金及び会費は、これを返還しない。</p> <p>7 第1項(2)の(イ)基本額及び(ロ)付加金について、会員会議所が定める休会制度によって休会者として取扱われている正会員は、(イ)基本額の算出にあたり会員会議所の正会員数から除くものとし、(ロ)付加金の算出にあたりを会員会議所の正会員の数に加えないものとする。</p> <p>8 休会制度及び休会者に関する定義は次のとおりとする。  (1)休会者とは、出産、育児、病気や怪我の療養、長期の出張その他会員会議所が定める事由により、当該年度の1月1日から12月31日まで各種活動に参加することができない旨を当該会員会議所に届出をしている者をいう。  (2)休会制度とは、前号の届出を会員会議所の諸規則として制度化され、当該制度によって休会者が所属する会員会議所に納入する会費義務の全額又は一部が免除されているものをいう。</p>
<p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(各地区・ブロック協議会における会費取扱いについて)  第9条 各地区協議会及び各ブロック協議会の会則及び運営規程に関わらず、会費のうち付加金の算出にあたっては、正会員のうち休会者を除いた数で算出するものとする。</p>
	<p>(休会者に関する届出)  第10条 第8条第7項及び前条の適用を受けようとする会員会議所は、本会に対し、適用希望年度の前年12月31日までに、休会者に関する届出を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">【以下条数繰り下げ】</p>
<p>附 則  この規則の変更規定は、平成23年3月20日から施行する。</p>	<p>附 則  この規則の変更規定は、令和4年9月17日から施行する。</p>